

# 東京都行政書士会立川支部暴力団等排除対策委員会細則

## (総 則)

第 1 条 この細則は、東京都行政書士会暴力団等排除対策委員会規則の定めに基づき、東京都行政書士会立川支部暴力団等排除対策委員会の運営について東京都行政書士会立川支部内規として定める。

## (設置及び名称)

第 2 条 この会は、東京都行政書士会立川支部（以下「支部」という）内に置き、「東京都行政書士会立川支部暴力団等排除対策委員会」（以下「支部委員会」という）と称する。

## (目 的)

第 3 条 行政書士は、他人の依頼を受け、官公署に提出する書類、その他権利義務又は事実証明に関する書類及び契約その他に関する書類を作成し、関連する書類を官公署等に提出することの代理及び契約等の書類を代理人として作成する等の代理並びに相談を業としており、国民の権利義務に関する極めて重要な社会的公共性の高い使命が課せられている。

この高い使命と責務を全うするため、東京都行政書士会立川支部は、警視庁及び立川警察署、財団法人暴力団追放運動推進都民センター（以下「暴追センター」という）の指導と緊密な連携の下、暴力団等の反社会的勢力（暴力団、特殊暴力グループ等）を排除する。この目的の実現により、行政書士業務の適性、万全を図るため、支部に支部委員会を置くものとする。

## (活 動)

第 4 条 支部委員会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 暴力団等の反社会的勢力を排除するために必要な情報交換、研究及び研修会等を実施する。
- 二 不当要求からの被害防止に必要な知識、技能を習得するため、支部会員に対し、東京都行政書士会、警視庁及び暴追センター共催の不当要求防止責任者講習（以下「講習」という）を受講することを進言する。
- 三 行政書士の各種業務にかかる暴力団等の反社会的勢力からの不当要求、不法介在行為等の排除をする。
- 四 暴力団等の反社会的勢力からの不当要求、不法介在行為を受けた顧客、顧問先等からの相談及びこれらに対処するための助言、指導を求められた場合に於いて、警察当局、暴追センターとの連携する。
- 五 支部会員に対し、警視庁等が主催する暴力団等の反社会的勢力の排除に関する各種行事に参加するよう働きかける。

- 六 チラシ、ポスター、その他の方法により、暴力団等反社会的勢力を排除するための広報啓発活動を実施する。
- 七 暴力団等反社会的勢力の排除に向けて、管轄区域にある警察署の刑事課及び組織犯罪対策課との連携を密にして、常時相談、助言及び指導を受けられる体制を確立する。
- 八 本会役員会への情報等の報告及び連絡を密にすると共に本会役員会からの還元情報を有効に活用する。
- 九 その他、支部委員会の目的を達成するために必要な各種の活動を実施する。

(委員会の構成)

第 5 条 支部委員会は、次の委員によって構成する。

- 一 委員長 (支部長をあてる)
- 二 副委員長 3名以内 (支部長が指名する者)
- 三 委員 若干名 (支部会員の中から支部長が指名する者)

(委員の任期)

第 6 条 委員の任期は、支部細則第 13 条第 1 項の規程に準じる。

(顧問及び相談役)

第 7 条 支部委員会に若干名の顧問、相談役を置くことができる。

- 2 顧問は、立川警察署の関係者とする。
- 3 相談役は、暴力団等反社会的勢力の排除のための、適切な助言、指導が行える者とする。
- 4 顧問、相談役の任期は、前条の規定に準ずる。

(委員会の職務)

第 8 条 支部委員長は、支部委員会を代表し、会務を統轄する。

- 2 支部副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 支部委員会委員は、支部委員会の決議に基づき、第 3 条記載の目的を達成するためのあらゆる行動を行う。

(会議)

第 9 条 支部委員会の会議は、必要に応じて支部委員会委員長が召集して開催する。

- 2 会議には、必要に応じて顧問、相談役の出席を求め、助言及び指導を受けることができる。

(守秘義務)

第 10 条 支部委員会委員及び支部会員は、支部委員会活動から得られた守秘事項はもとより、会員相互の間における情報等の秘密にあたる事項についてもこれを遵守する。

(運用規程)

第 11 条 支部委員会の運営に必要な事項でこの細目に定めたもの以外は、東京都行政書士会暴力団等排除対策委員会規則による他、支部委員会が支部内規として別に定める。

(経過措置)

附 則 この規程は、平成 16 年 4 月 17 日から施行する。

附 則 この改正規程は、平成 20 年 4 月 19 日から施行する。